

第2章

「ネットカフェ難民問題」とその対策の社会的意味について

大阪市立大学都市研究プラザ 研究員
大倉 祐二

2.1 はじめに

ホームレス状態にある・あった人を紹介した、NHK 教育の番組『ハートをつなごう』（2008 年 2 月 26 日）では、番組の締めくくりに出演者のソニンが現代社会に貧困のまま放置されている人がいることを知って驚いたという主旨のコメントを発していた。近年では野宿者や「ネットカフェ難民」の存在が社会問題化されるようになったとはいえ、ホームレス状態にある人々の貧困はまだまだ人々に知られるところではないままに放置されているのである。

本章では現代社会においてホームレス状態にある人々はどのような存在であるのかを考察する。そこでまずは「ホームレス問題」の展開を明らかにし、つぎに、その存在形態のあり様を示す。そして最後に、「ホームレス対策」や「ネットカフェ難民対策」の社会的意味について問いたいと思う。

なお、以下では特に断らない限り、「生活誌」を用いる際には「ネットカフェ生活者調査」で収集した「生活誌」データを使用する。

2.2 ホームレス問題とその対応

まず、「ホームレス問題」の展開を確認する。野宿者の急増を契機に起こった「ホームレス問題」は「ネットカフェ難民」と呼ばれる人々の存在が社会問題化されたことにより、新たな局面を迎えている。

「ホームレス問題」の展開について振り返っておくと、80 年代、野宿者は少なくとも寄せ場とその周辺部では見られたにもかかわらず、その存在が社会的に問題化されることはなかった^{*1}。このことは、つぎの記述にみられる視点と無関係ではない。たとえば、社会学者の盛山（2000）は、つぎのように述べた。

産業化による経済成長、とりわけ第二次大戦後の福祉システムの構築によって、先進社会から極度の貧困は消滅した（盛山、2000: 43）

ここでは少なくとも寄せ場とその周辺部に見られた野宿者の存在は考慮されていない。また、都市社会学者の園部雅久は 90 年代に新宿に「ホームレス」のテントが急増したときに「ホームレス研究」を始めることの意義についてつぎのように述べた。

^{*1} 園部（1996）と島（1998：補論 1）をあわせて参照。

世間に流布した通念との関連で言えば、ホームレスというのは、必ずしも日雇い労働者あがりの浮浪者的な人や好きでやっている人ばかりではないというその意味での多様性を明示することがひとまずは重要なことである（園部、1996: 59）。

この記述から園部は、「世間の通念」は「日雇い労働者あがりの浮浪者的な人」や「好きでやっている人」、これらの野宿者の存在を（貧困）問題の範疇に含めていないため、これらの野宿者の存在を強調する意味はあまりないとみなしていたことがわかる。こうした視点や「世間の通念」が寄せ場とその周辺部に存在する野宿者の社会問題化を妨げていたと思われる。

90年代に入ると、東京や大阪の大都市を中心に野宿者が増加し、それまで寄せ場とその周辺部にしか見られなかった野宿者は以前と異なる地域でも見られるようになった。このとき、野宿者は「ホームレス」と呼称され、その存在が社会問題化されたのである。

この「ホームレス」増加の現象を、支援団体や研究者等は社会構造の変容過程のなかでおこった貧困問題であると主張し、行政に対して早急に対策を実施するべきだと求めた。また、各都市で実施された実態調査により、多くの「ホームレス」は労働市場において不利な立場にある中高年である一方で、就労による自立生活を希望していることが明らかにされた。他方で、公園に「ホームレス」が多数生活するようになった、地域の住民は「怖い」「汚い」等といった感情を背景に、自分たちの公園の使用権が犯されていると訴えた。たとえば、地域の危険・不安感情については平成13年版『警察白書』に「ホームレス対策の強化」との小見出しとともにつぎのように書かれている。「警察では、関係自治体及び公共施設管理者との緊密な連携を図りながら、地域住民が不安を訴えている地域のパトロール活動（——傍点は筆者）、緊急に保護を要するホームレスの一時的な保護等所要の活動を強化している」（p.73）。また、90年代末に大阪の長居公園周辺で女性が「ジョギング中の女性がホームレスにレイプされ、自殺した」とのデマが流れたことも地域住民の「ホームレス」に対する危険・不安感情と無関係でない（読売新聞 大阪夕刊、1999年2月15日）。これらの異議申し立てがあって「ホームレス」の存在は社会問題化したのである。

2002年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、「ホームレス自立支援法」）が制定されたが、この法律の目的をみると、「ホームレス問題」は貧困問題としてのみ捉えられているわけでないことが理解できる。

この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする*2（——引用中の傍点は筆者）。

このように、地域社会との軋轢、あるいは地域社会からの不満・不安な感情が「ホームレス問題」を社会問題化させ、政策的に対応しなければいけない問題にしたのである。

問題への対策は軋轢と無関係ではない。たとえば、大阪市は「ホームレス対策」として自立支援事業の実施、居宅保護制度の活用、公園仮設一時避難所の設置をおこない「ホームレス」を路上や公園等から施設に入所、あるいは「一般住宅」に入居させてきた。もちろん、このことにより多くの野宿者は路上や公

*2 電子政府の法令検索（<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO105.html>）より。

園等からよりましな環境で生活することが可能になった。とりわけ、これまで野宿者に対して施設収容主義をとっていたことを踏まえれば、「ホームレス対策」は野宿者が「一般住宅」で生活する機会を大きく拡大させたと言える。しかし、「ホームレス対策」が本格的に実施されて以降、元野宿者が入居・入所する「一般住宅」や施設等の環境改善があまり進んでいないことも確かである。同時に、行政は「ホームレス自立支援法」を根拠に公園のテント等を強制的に撤去し、新たにテントをつくらせないようにし、公園の「適正化」をすすめてきた*3。行政にとっては、「ホームレス」の「自立」だけでなく市民生活の「憩いの場」である公園から「ホームレス」を居なくすることが重要なのである。データがないのではっきりしたことはわからないが、結果的に、大阪市の周辺地域で野宿者が増えることになっていたとしても不思議はない。

そして、社会における貧困を把握すべき、一部の研究者や政府関係者さえもが「ホームレス」が貧困状態にあることをときに忘れるようである。たとえば、元総務相の竹中平蔵（2006）はつぎのように述べた。

八〇年代以降、先進工業国のほとんどで格差が拡大する傾向にある。日本だけで特別のことが起こっているのではないんです…格差ではなく貧困の議論をすべきです。貧困が一定程度広がったら政策で対応しなくてははいけませんが、社会的に解決しないといけない大問題としての貧困はこの国にはない（2006年6月16日『朝日新聞』）。

この言及に対して経済学者である橘木は各種官庁統計を用いて現代日本社会における貧困を量った上で、

竹中氏が日本には餓死に至るような貧困はない、という意味で発言されたのであれば…それは正しい。ただし、餓死は古い時代の話である。現代の貧困の性質は大きく変化している（橘木、2006：338）

と述べた。両者はともに「ホームレス」が餓死に至るような貧困状態にあることを忘れていた、あるいは知らないでいたのである。

2008年3月現在、厚生労働省は「ホームレス自立支援法」の規定に則り「ホームレス」施策を見直している。その見直しを図るための実態調査では、全国の数が4年前の同調査より6,732人少なかった。この結果を、厚生労働省はつぎのように報告している。「ホームレス自立支援特別法による就労支援や景気回復で改善したと評価する」。一方で、依然として野宿状態にある人々については「高齢・長期化が進み、就労意識が低下している」としている（朝日新聞、2007年4月7日）。行政にとって対策の拡充の必要性は低下しているかもしれない。とはいえ、2007年5月に支援者の全国組織「ホームレス支援全国ネットワーク」が設立された。マスメディア等からの訴えも含めて、支援の拡充の必要性が行政に対して説かれていくだろうと期待されている。

他方で、近年日雇派遣で働くものの「ネットカフェ」で寝泊まりする若者の存在が「ネットカフェ難民」と呼ばれて社会問題化されている。マスメディアはその存在を事実上ホームレス状態にあるとして喧伝している。たとえば、日本テレビの「NNNドキュメント ネットカフェ難民」（2007年1月28日）は「ネットカフェ」で生活する若者を「ぼくは現役ホームレス…住所はネットカフェ」というナレーションとともに紹介し、『毎日新聞』（2007年4月21日）は「土曜解説：ホームレス減少したが…」との見出し記事のなかでつぎのように述べている。厚生労働省の「ホームレス全国調査」の結果によれば「ホームレス」

*3 たとえば、2006年1月30日韮公園および大阪城公園、2006年5月2日日本橋公園、2007年2月5日長居公園で強制撤去がおこなわれた。一方で、公園に住民票を置くことを求めた裁判も起こされており、野宿する権利を求めた闘争も継続中である。

は減少したが、「ネットカフェ」で眠る若者は「ホームレス対策」の対象外のまま放置されており、これは野宿者予備軍をつくるに等しいと。さらに、国会で「ネットカフェ難民」に関する質疑^{*4}を受けた、厚生労働省は実態調査を実施し、2007年8月「住居喪失者」が推定5,400人いるとの調査結果を発表したが、『朝日新聞』（2007年8月28日）はこの発表を受け「実態が把握しにくいネットカフェで、事実上ホームレス状態の新たな貧困層（——傍点は筆者）が確実に広がっていた」と報道した。

ところが、厚生労働省は「ネットカフェ難民」は「ホームレス」でないと主張する^{*5}。2007年6月28日、厚生労働省はホームレス支援団体からの質問に対してつぎのように応えた。「ホームレス自立支援法」では「ホームレス」を「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義している、それゆえ「ネットカフェ難民」は「ホームレス」ではない（藤田、2007: 63）。担当部局も異なる。「ホームレス問題」は社会・援護局地域福祉課、「ネットカフェ難民問題」は職業安定局就労支援室が担当している。

このように、行政はマスメディアや支援団体による異議申し立てをありのままに受け容れることはしなかった。行政にとってみれば、「ネットカフェ難民」の問題は公共空間を占有する中高年の「ホームレス」の問題と異なる次元にあったのである。実際、「ネットカフェ難民対策」は「ホームレス対策」の枠外で実施される予定である。新聞報道によると、対策として都市部のハローワークに専門相談員を配置し、「社員寮付き」や「住み込み」の仕事を中心に紹介することを計画している（産経新聞、2008年3月2日）。その対策は、地域社会に軋轢をもたらす「ホームレス」に対しては施設や「一般住宅」に囲い込む支援制度が構築され、「ネットカフェ難民」には囲い込まずに就労支援のみがおこなわれるというアドホックなものとなっている。

2.3 実態としてのネットカフェ生活者

つぎに、ネットカフェ生活者の生活実態を明らかにする。「ネットカフェ難民」と言うと、日雇派遣に就きながら住居なく長期間「ネットカフェ」で生活が続けている、10代後半から20代前半の若者がイメージされる。実態としてのネットカフェ生活者は「ネットカフェ難民」としてマスメディアによって流布される、そのイメージ像とは異なる。

実態としてのネットカフェ生活者はつぎのように必ずしも「ネットカフェ難民」としてイメージされる存在と同一視できない^{*6}。まず年齢については、調査協力者65人中20人が「30～34歳」でもっとも多く、つぎに「35～39歳」（14人）、そして「25～29歳」（12人）と20歳代後半から30歳代が中心である。が、40歳以上が13人、その内50歳以上が7人である。このように、ネットカフェ生活する人々には若者ばかりでなく中高齢者もいる^{*7}。

つぎに、「ネットカフェ」で寝泊まりする頻度については「週3日以上」が63人（無回答除く）中41人と多いが、「週2日未満」は22人であった。寝泊まりするところとして利用する場所は「ネットカフェ」以外に、「ビジネスホテル・旅館」（4人）、「カプセルホテル」（6人）、「簡易宿泊所」（2人）、「サウナ」（7人）、「ファーストフード店」（10人）、「その他の飲食店」（5人）、「路上」（17人）、「友人宅」（6人）、「屋間に図書館で寝る」（6人）等が挙げられている。「ネットカフェ・マンガ喫茶以外にない」のは18人であ

^{*4} 2007年3月15日参議院厚生労働委員会では日本共産党小池晃が質問。当時の柳沢厚生労働大臣は「どのような調査ができるのか検討したい」と応えた。

^{*5} ホームレスと言うと、日常生活では野宿者、あるいは路上生活者であると認識される傾向にあることも付け加えておく。

^{*6} 無作為サンプリングは不能なため、調査協力を得た人数だけを表す。

^{*7} ちなみに男性は61人、女性は4人である。

る。決して「ネットカフェ」だけを利用し続ける人ばかりがいるわけではない。また、調査協力者の多くは「住居」以外での生活期間が1年未満と短いことも付け加えておく。

そして、現在の仕事については、「仕事をしている」が65人中48人、「求職中」は14人である*⁸。「仕事をしている」人の中、「日雇派遣」は12人、「自営業」が4人、「常雇」が14人、派遣ではなく「直接雇用」は25人である*⁹。このように、日雇派遣に従事する人ばかりではない。常雇に就く人や失業中の人もある。

したがって、ネットカフェ生活者の存在は「ネットカフェ難民」と呼ばれたときにイメージされる像と一致しない。その存在形態は多様であり、その生活過程は流動的である。

2.4 社会的排除とネットカフェ生活者

それではつぎに、ネットカフェ生活者の社会関係を個々の「生活誌」を用いて明らかにする。そこでは個人の生活を支える基本的な三要素である仕事、家族、福祉との関係が希薄になっている*¹⁰。それゆえ、ネットカフェ生活者は就業状況に左右される流動的かつ不安定な生活を送らざるを得ないのである。

2.4.1 不安定な仕事

まず、仕事との関係についてみると、ネットカフェ生活者が就く仕事は労働条件の劣悪な不安定就業である。不安定就業は「豊かな」生活機会を奪い不安定な生活に向かわせるおそれがある。たとえば、つぎのような事例がみられる。

日雇派遣に登録する30代前半男性：「(派遣会社の紹介する仕事の日数は少なく)仕事があるときとないときがある」、(就労日数についての質問に対して)「月15日以上」と応えたが、別れ際には「週2〜3日あったらいいところ。あんまり紹介してくれない」。給料は1日6,300〜6,500円。仕事場所までの交通費は自分持ち。お金はいつも手許に2,000〜3,000円しか残らない。調査当日の所持金は70円。野宿はしたくないのでお金が尽きたときは夜コンビニで立ち読みなどして6時30分にファーストフード店が開店するまで時間をつぶす。もし翌日仕事があれば一睡もせず就労する。

低賃金の上、交通費も出ない。それゆえ、就労しても「2,000〜3,000円しか残らない」。さらに就労日数も少なく、野宿することも日常的になっているようである。

日雇派遣で働く20代後半男性：日給は6,000〜7,000円で月約20日勤務している。月の収入は、約13万円である。支出は、家賃が3.8万円、食費が約4万円、ネットカフェの宿泊費が約1万円、携帯電話代が約2万円、その他ゲーム・雑誌代が約1万円で、毎月ぎりぎりの生活をしており、貯蓄もほとんどない。現在、家賃3.8万円のワンルームマンションを借りているが、この12月末位から家には帰らず、ネットカフェでの生活になったそう。理由は、奈良・京都方面の仕事が増えて家まで帰るのがしんどいということであった。

*⁸ 残りの3人は「求職活動をしてない」に含まれる。

*⁹ ここでの「常雇」とは「派遣」を含む、期間の定めのない雇用者を指す。直接雇用とは、「派遣」、すなわち間接雇用以外の雇用者を示す。したがって、両者のカテゴリーには重複がある。

*¹⁰ エスピン-アンデルセン(2000)、中村(2007)参照。

就労日数は月に 20 日程度と少ないわけではないが、月収は約 13 万円と少ない。とはいえ、貧困状態にあるかどうかはともかく、3.8 万円の「住居」を借りてなんとかやりくりしていたようである。しかし、就労先が遠くて「住居」で眠ることができなくなっている。雇用主は雇用者の通勤は考慮していないのである。

20 代前半女性：アルバイト扱いの期間を経て「正社員」になり、... 昨年「マネージャー」になったが給料は安く、社会保障は一切なかったとのこと。4 月分の給料が減って以来、5～6 月分も未払いのままであり、社長とケンカして辞めた。本来 20～30 万はあるはずの給料が 15 万円にされ、翌月分は支払われないまま、その月には友人の家に泊めてもらうことになった。しかしその友人から「母に怒られている（ので出て行ってほしい）」と言われ、それ以来ずっとネットカフェ・まんが喫茶・カラオケ店等で寝泊まりしている。

彼女は「正社員」であるが、「正社員」と言えど、就労が安定しているわけではない。給与は支払われず、収入が途絶えてしまったので「住居」を失っている。

このように、ネットカフェ生活者の仕事は自宅があっても「しんどくて」帰ることができないように労働者の生活をかえりみず、住居生活の維持・継続を不可能にするものである。

2.4.2 家族関係

つぎに、家族関係について確認する。貯蓄もなく不安定就業に就く、あるいは失業中であるとしても、誰かに、あるいは家族に「扶養」されるのであれば、「被扶養者」として定住的な住居生活を送ることができる。ところが、ネットカフェ生活者は基本的に単身である。家族との関係、あるいは家族からの支援はまずはない^{*11}。就労による「自立」という社会規範や家族の貧困は若者が「自立」する基盤を獲得していかなくとも若者を孤立（または自立）へと方向づけている。たとえばつぎのような事例がみられる。

前述の日雇派遣に登録する 30 代前半の男性：自宅はあるが、今年の春に両親とけんかして飛び出してきた。けんかの原因は「まとも」な仕事に就かず、日払いの仕事をしていること。親は正規の仕事に就けというが、仕事は探している、でもそうした仕事はないとけんかになった。荷造りもせず、着の身着のまま家を飛び出した。そのときの所持金は 1 万円。... サウナなども使ったことがある。サウナは 1～3 時間で会員なら 500 円、非会員なら 1,000 円のところを使っていた。ネットカフェはなんば周辺の店舗を利用している。もしも正規の職についてお金が貯まったら、家に帰るつもり。お金が貯まらないと帰るつもりはない。就職しただけだとだめ。そうしたら、親も許してくれそう。

背景に家族の貧困があるのかどうかは不明であるが、両親からの「自立しろ」という要求は、日雇派遣で「自立」の基盤を得ていないにもかかわらず、結果的に「ネットカフェ」生活を余儀なくさせることになっている。

失業中の 20 代前半の男性：母が再婚した昨年、（実家のある）名古屋を出た。再婚相手が自衛隊員だと知り家計は安心だと判断。昨年夏、なじみのある大阪に来た。「名古屋のもんからしたら大阪は『もっと』都会だ」と都会へのあこがれを口にする。このあと冬に現在の住居を決めるまでの 4 ヶ

^{*11} なお、はっきりしない点もあるが、失業中の野宿状態の男性が飯場にいる父親から得る小遣いで生活していたという事例はある。

月間、ホテルとネットカフェで寝泊まりしていた。野宿の経験はない。親との関係は良好で週に一度は連絡するという。

母親との関係自体は良好であっても、「自立」意識により家計・世帯ともに分離し単身生活をしている。

日雇派遣の仕事は週3日程度、夏場はテキ屋をする30代前半の男性：今までは実家の前まで行き、母親が紙袋にお金を入れて窓から投げてくれることもあった。しかしそれが姉の知るところとなり、実家の前にいたところ警察まで呼ばれることになった。警官は実家の中に入って「母親が迷惑だからもう来ないでくれと言った」と伝えてくれた。

彼の家族は彼が貧困状態にあることを知っていながら、彼の存在をむしろ迷惑としている。警察もまた家族との縁切りに加担するのみである。

このように、ネットカフェ生活者は経済的に依存できる家族、あるいは親類・縁者もおらず孤立、あるいは自立している。

2.4.3 福祉との関係

最後に、福祉との関係についてみると、その関係もまた希薄である。現代社会では貧困に陥れば、福祉を受けることができるはずである。ネットカフェ生活者が自立を求めて福祉受給を拒否する、期待しない、あるいは行政が福祉の申請を拒否するために、セーフティネットの網の目にかからないのである。たとえば、つぎのような事例がみられる。

自立支援センター入所中の40代後半の男性：(入所前は)金が尽きてきたので、昼は大阪市内の図書館や近くの図書館で過ごし、夜は公園のベンチで寝た。テント居住者との交流や支援者との接触はなし。約2ヶ月そういう生活をしてしたが、公園管理者が出て行ってくれといい、「行くところがない」といったら、巡回相談員を連れてきたので、自立支援センターに今年の春から入所した。それまで自立支援センター等知らず、福祉事務所に言っても門前払いだろうと思っていたので、行かなかった。

この人は「福祉事務所に言っても門前払いだろう」と思いこんでいた。同じ様に福祉を受けることはできないと考える、ネットカフェ生活者は多いかもしれない。

前述の日雇派遣とテキ屋に就く30代前半の男性：体調はきっと悪いと思う。埼玉県国民健康保険はある。有効期限はこの秋までだけれども。最近の食事は1日1回そばか、うどんを食べるだけ。まともな食事はとっていない。昼は職場で食べるけど。ひどいときなどネットカフェで1日5リットルジュース飲むから糖尿病になるのではないかと不安ではある。体力も低下したと思う。相談できるところはない。福祉のところにはいったことはない。福祉に頼るのは甘えかなと思う。警察の相談所に行ったら、生活保護をうけて仕事をさがせる方法があるときいたが。住民票のことで区役所の住民票の係に相談に行ったことはあるけど、今日会えてよかった。住民票をとりよせる手続きをしてくれるんだ。住民票を実家において住民票の写しをとったら仕事できるから。

生活保護を受給できると知っていても、それは「甘え」であると考えて、あくまでも自らの力で「自立」することを希望している。

求職中の 30 代後半の女性：この春にどうしようもなくなり大阪市役所の保護課に相談にいったところ、住民票はどこにあるかと聞かれ、兵庫県にあると言ったところ、大阪市では何もできないと言われた。ちょうどそのとき...釜ヶ崎の支援団体の人が市役所に押しかけていた。その団体にも今困っているという話をしたが何もしてくれなかった。役所に行っても、誰に相談しても何もしてくれない、自分で何とかしないといけないと思った。

仕事がなく、どうにもならなくなり行政にも、支援団体にも相談しているが、その相談が拒否される事例である。

このように、ネットカフェ生活者は福祉制度に包摂されない、もしくは福祉に頼らない自立した単身生活を送っている。八木（1988）はかつて寄せ場の日雇労働者について「市民社会のあらゆる生活保障体系から切り離されている寄せ場労働者が、労働自立性においては一番高い存在であることに気づく。その意味で寄せ場労働者は、本質的には「自立労働者」と呼んでよい」（p.99）と述べたが、ネットカフェ生活者も寄せ場の日雇労働者と同じく「自立労働者」と呼ぶことのできるような存在であることがわかる。ネットカフェ生活者にとってみれば、日雇派遣、パート・アルバイト、テキ屋やダフ屋等の不安定就業からの収入に依存する以外に途はないのである。

2.5 不安定な就業

ネットカフェ生活者は社会的に排除され、その生活は不安定就業のみに支えられている。アダム・スミス（2000）が「地主、農業者、親方製造業者、あるいは商人は、職人を一人も雇用しなくても、既得の貯えで一年や二年は生活できる。雇用されずに一週間生きていける職人は多くないし、ひと月生きていける職人は数少なく、一年間生きていける職人はめったにいない」（p.121）と言ったが、ネットカフェ生活者は一週間仕事がないと生きていけないような、無産の労働者である。それゆえ、就業と失業を繰り返し、流動と停滞を繰り返す生活を余儀なくされている。

そこでつぎに、ネットカフェ生活者はその不安定な就業状態に規定され、流動的かつ不安定な生活を送っていることを明らかにする。まず、就業条件についてみていくと、ネットカフェ生活者の賃金・収入は低位にあるだけでなく、不安定であることが明らかにされる。確かに「生活誌」をみると、そのほとんどは貧困である。しかし、ネットカフェ生活者が就く（あるいは過去就いた多くの）仕事から得られる賃金・収入は常に低賃金・低収入であるとは限らない。たとえば、日雇建築労働に就く 20 代後半の男性は「ネットカフェ」で生活する前は夜勤等「きつい」仕事をして 40～50 万円の月収を得たこともある。50 代後半の男性は建築業者の営業に従事し月 70～80 万円の収入を得たことがある。これは、賃金が獲得した契約に応じて発生する仕組みになっているからである。また、こうした収入の不安定性は自分で買ったチケットを売りさばくダフ屋のそれと同じである。ダフ屋をする 30 代前半の男性は一月に 40～50 万円稼ぐこともあるが、一月に 1～2 万円のときもあるという。「変動めっちゃ激しいよ」。日雇（派遣）やパート・アルバイトの場合も同様にダブルワーク、トリプルワークする等して、長時間就労すればある程度の収入を獲得できる見込みはある、一方で就労しなければ収入は一切得ることはできない。

これらの仕事では、賃金は就労時間・就労日数、あるいは業績に応じて支払われるだけである。そのため、市場の動向、病気・怪我、あるいは偶発的な出来事によって就労困難に陥ると収入は一定水準を下回る。このように、ネットカフェ生活者が就く（あるいは過去就いた多くの）仕事から得られる収入は常に低位にあるというよりも不安定である。上記の 20 代後半の男性は昨年頃からぜん息の影響で就労日数は

週 2、3 日になり収入は 10 万円強に落ち込んだ結果、住居を維持できなくなった。50 代後半の男性は契約がとれなくなり退職し、ネットカフェ生活が始まった。

さらに、収入の不安定性は企業の提供する生活保障制度との関係が希薄であることを示唆する。「豊かな」「安定」した生活を可能とする終身雇用では、たとえば退職金や厚生年金により定年退職後の生活も保障されているように、市場の動向、病気・怪我、あるいは偶発的な出来事によって収入が一定水準未満に落ち込まないよう基本給、諸手当、社会保険等が提供されている^{*12}。ネットカフェ生活者が就く（あるいは過去就いた多くの）仕事は異なる。その仕事は日雇や事実上基本給なしの出来高払いの雇用、時給制による低賃金・低収入の雇用、あるいは都市雑業であり、就業時間・就業日数、あるいは業績によっては必要最低限の収入さえ得られない可能性がある。

こうした就業条件は、就業時間・就業日数を延長した場合には、高収入を得る可能性を増やすが、それと同時に、病気・怪我、あるいは偶発的な出来事により就業困難に陥り収入を欠く可能性も増やすものである^{*13}。アダム・スミスが

身心どちらにせよ、数日間ひきつづいてのはげしい労働は、たいていの人のばあい、そのあとに休養にたいする強い願望が自然に生じ、これは強制かあるいは何か強い必要によって抑制されないかぎり、ほとんど抗しがたいものである。…もしそれがかなえられなければ、結果はしばしば危険なものであり、ときには致命的なものであって、ほとんどつねに、おそかれはやかれ、その職業に特有の病気をもたらすのである（p.149）

と述べたように、過剰な労働は必然的に労働力の摩滅、あるいはしばしば病気をともないながら長期間の休養を必要とする。少なくとも、「厳しい」就業条件は長期間に渡って高収入を可能とせず、むしろ断続的に就業と失業を繰り返させるのである。

ネットカフェ生活者は仕事先の確保と体調の管理（あるいは休養）との間でジレンマに陥ることはまれではないだろう。ある派遣業者は交通費は自己負担、工作中的の火傷の治療費も自己負担とした上で自分の健康は自分の責任と言わんばかりに「自己管理が大事だ」と徹底的に教育しているという。また、教育されてなくとも実質的には同じである。労働者は自らの労働力を「自己管理」しなければならない。しかし、「自己管理」することは不可能に近い。というのも、雇用者は就労先を確保するためには資本の「言いなり」にならなければならないし、高収入を得るためには無理をしなければならないからである。それゆえ、雇用者が体調を崩し、就労先を確保できなくなることはまれでない。そもそも、不安定な就業とネットカフェ生活で疲弊する人々にとって、体調を維持し就労先を確保し続けることは容易でない。こうした労使の関係のあり様は「雇用関係」というよりも、むしろ単なる仕事の「請負関係」に近い。

ネットカフェ生活者の就く（あるいは過去就いた多くの）仕事は、労働者の生活の維持・形成、そして労働力の再生産を完全に無視・放置した、徹頭徹尾、自己責任の貫徹した就業条件である。それゆえ、多くのネットカフェ生活者は景気の動向や自らの「都合」により安定的に就業を続けることができずに、仕方なく就業と失業を繰り返すことになるのである。

^{*12} たとえば、野村（2007）参照。

^{*13} マルクス（2005）参照。

2.6 不安定な生活と窮乏

つぎに、就業の不安定さが流動と停滞を繰り返す生活をもたらすことを明らかにする。こうした就業条件の下で生活するネットカフェ生活者は、「ネットカフェ」をひとつの経由地として就業のために各地を転々とするが、ときには就業困難に陥り「ネットカフェ」でつぎの就業の機会を待ち、就業の機会がないままに所持金が尽き寝泊まりする場所を欠く（野宿する）こともまれではない。たとえば、電話帳の配布・回収をする 20 代後半の男性は毎月仕事場所が変わり、西日本全域を転々としていた。「ネットカフェ」を経由しながら、雇用先が提供するウィークリーマンションを移動していた。収入は（3 ヶ月の内の 1 ヶ月は全く仕事がないが）月 50 万円ほど。仕事はひと月に 20 日間。その間は会社が借りるウィークリーマンションで暮らすが、残りの 1 週間は「ネットカフェ」で生活する。前述の日雇派遣に登録する 30 代前半の男性の調査当日の所持金は 70 円。お金があるときはサウナやインターネットカフェを利用するが、お金が尽きたときは、野宿したくないので夜コンビニで立ち読み等して 6 時 30 分にファーストフード店が開店するまで時間をつぶす。もし翌日仕事があれば一睡もせず就労する。ある自立支援センター入所者（30 代後半・男性）は、「住み込み」先を転々としていたが、仕事が切れてネットカフェ生活に陥った。お金を節約するために食費は 1 日 500 円に抑え、日用品は百円均一の店で調達して凌いでいたが、お金も尽きそれでもできなくなり公園で野宿するようになった。

このように、ネットカフェ生活者の生活は流動的であるが、その過程において頻繁に停滞する不安定性、あるいは脆弱性も有している。流動と停滞を繰り返すネットカフェ生活者にとって「ネットカフェ」は偶然の、あるいはひとつの「中継地点」、「休息地」、あるいは野宿からの「避難場所」である。

ところで、社会には「ネットカフェ」と同一の機能・役割を果たすことができる施設はほかにもある。たとえば、カプセルホテル、サウナ、友人・知人宅、そして仕事先の社宅・寮等である。「生活誌」をみると、ネットカフェ生活者と同じ社会階層に位置するとみなすことができるものの「ネットカフェ」を経由せずに流動し、ときには仕事がなくそれらの施設や路上・公園等に停滞する事例もある。たとえば、30 歳代後半の自立支援センター入所者（男性）は「住み込み」の派遣労働では貯蓄できる状態ではなく、「ネットカフェ」を経由せず「住み込み」の派遣労働と野宿生活を繰り返してきたという。

沖縄ではじめて派遣の仕事をした。…次は広島県。そこまでの移動費用は給与から引かれた。そこでは個室完備といわれたが行ってみると 3LDK に 3 人が入居。扉を閉めれば個室になると言われた。給与は寮費やふとん代などを引かれ手元には 7 万 8 千円ぐらいしか残らなかった。職場で全く同じ仕事をしている他の人（正社員）にどれくらい給与をもらっているかきくと、全く違った。その人はだいたい時給 1,100 円であったが自分は時給 700 円ぐらいであった。…派遣では長く続いても 1 年ぐらいだった。また、いくつもの派遣会社に登録した。

派遣では全国を転々としていた…覚えているのは沖縄・広島・福島・福井・名古屋ぐらいである。派遣で仕事をしているときは社会保険・雇用保険・健康保険はなし。…ほとんど仕事の内容が登録時に聞いたときとちがったり、寮費（6 万円）やふとん代などが差し引かれ手元にお金が残らず生活するにもぎりぎりだった。派遣会社は足元をみて、ピンハネばかりだ。提供される住居のほとんどが個室完備と謳っていても行ってみれば 3LDK に 3 人が個室を利用する形態であった。…働きだしても手元にお金がないので前借りに前借りをし、マイナスになってしまっただけ。そして、食事を我慢しながらベンチの上に寝たりして野宿をするが、それでは生きていけないので

またコンビニに行き、フリーペーパーをみて求人を探す。その繰り返しであった。

また、派遣の登録に行くとクオカード等がもらえる。その日食べていくのが大変だったので登録をとりあえずし、クオカードをもらって1日の食費をまかなっていた。クオカードをもらうためだけに登録を繰り返したこともあった。なお、Aさんは山谷の炊き出しに行ったことがあると言っていた。そのときも派遣先からバックレて、その近辺で野宿していた。山谷ではNPOなどには行かなかったし、あることも知らなかった。また、山谷の寄せ場から仕事に行ったことはなくここからフリーペーパーで見つけた「派遣」の仕事にいった（「自立支援センター調査」より）。

このほかにも、ふたつの調査に渡って派遣先の「住み込み」先等を流動していた人々の事例は散見される。そして、寄せ場の日雇労働者もまた寄せ場を経由しつつ流動と停滞を繰り返し、ときには野宿も余儀なくされる存在であることはすでに明らかである^{*14}。

したがって、「ネットカフェ」に限らず、就業のために各地を流動し、ときには「ネットカフェ」や路上・公園等に停滞し、流動と停滞を繰り返す、不安定な生活を送る労働者は一定の層をなし存在していると考えられる^{*15*16}。そして、加齢や病気・怪我、さらには劣悪な生活条件により労働力の摩滅と市場における労働力の価値低下が不可避であることを考慮すれば、流動と停滞の繰り返しは停滞が長期化、あるいは野宿状態が固定化していく過程であると捉えられる。ここでは流動・停滞を繰り返し、そして停滞の長期化、あるいは野宿状態の固定化へと向かっていく過程にある労働者の生活のことを「不安定生活」と呼ぶことにする。このように、「不安定生活者」は流動的かつ不安定な生活を余儀なくされているだけでなく、その先には路上での死や長期間の野宿生活が待ち受けるような「劣悪」な生活条件の下、生きている^{*17}。

2.7 対策の社会的意味について

最後に、「不安定生活者」の貧困や不安定性が社会的に注目されていないことについて考察し、「ホームレス対策」や「ネットカフェ難民対策」の社会的機能について問いたい。上記のように「不安定生活者」の生活条件は「劣悪」である。ところが、「不安定生活」における貧困は社会的に解決すべきものとして捉えられている（あるいは知覚されている）とは限らない。たとえば、元総務相の竹中平蔵はつぎのように述べている。「貧困が一定程度広がったら政策で対応しなくてははいけません、社会的に解決しないといけない大問題としての貧困はこの国にはない」（朝日新聞、2006年6月16日）。さらに、青木（2007）によれば、「ホームレス」を貧困だと考える「福祉関係者」（東京・北海道の民生委員等）と「M町住民」（北海道）はそれぞれ35.4%と29.0%である^{*18}。そこで、「不安定生活者」の貧困や不安定性は問題であると捉えられない傾向にある要因を考察し、「ホームレス対策」や「ネットカフェ難民対策」が「不安定生活者」の存在の社会的発見、あるいは社会問題化に対してどのような機能を果たしているのか考察する。

「不安定生活」における貧困、あるいは収入の不安定性は社会的に解決すべきこととみなされない、そ

^{*14} 江口等（1979）、島（1999）参照。

^{*15} ここにかつて江口等（1979）が提示したような産業や地域に共通する最下の「ベルト的階層」を発見することができるのである。ただし、比較的若者が多いネットカフェ生活者と中高齢者が多い寄せ場の日雇労働者は社会階層的には分断されている可能性がある。たえそうであったとしても、両階層は水平的に近接するとみなせるだろう。

^{*16} それゆえ、厚生労働省が「インターネットカフェやマンガ喫茶をオールナイトで定期的によく利用する」とした人数を基に「住居喪失者」数を推計したのは過小評価と言わざるを得ない。湯浅（2007b）参照。

^{*17} しかも、野宿になっても、公園にテントを張ることも難しい。ただし、「生活誌」をみると、「ホームレスにだけはなりたくない（野宿生活はしたくない）」という人は少なくない。

^{*18} 「大学生」（東京・北海道）は65.5%、「専門学校生」（東京・北海道）は63.3%である（青木、2007：198）。

の要因は、第一に、不安定就業者は職業社会や労働社会の構成員でないとみなされているからである。使い捨ての労働力として使用されており、基本給や諸手当もないだけでなく、その存在は抑圧されている。たとえば、小杉はフリーター研究の意義についてつぎのように述べた。「新規学卒就職という形で職業社会の中に若者たちを取り込んでいた仕組みは明らかに変質し、多くの若者たちがレール外を歩き、さまよいつづけている。彼らを職業社会の中に吸収する回路を再構成しない限り...新規学卒就職というレールを踏み外した代償は、彼らの今後に大きく影を落としている。ただし、「代償」は個人としての若者以上に、社会の側が支払うことになる」(小杉、2003:3)。「フリーター」は職業社会や労働社会の構成員と認められてない。さらに、「フリーター」の問題について、個人の就業・生活、あるいはキャリアに対する負担よりも、社会の側の負担が重視される。ここでもまた、「フリーター」個人の生活は軽視されている。また、80年代には女性のパートについて平成元年版『労働経済の分析』(1989)はつぎのように述べていた。

労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」(62年)によると、女子パートタイム労働者の92.9%は自発的にパートタイム労働者という就業形態を選んでおり、非自発的な選択であつた者は7.1%である。...すなわち、パートタイム労働者の大多数は自発的に選択したものといえる。こうしたことを反映して、今後ともパートタイム労働者を続けたいとする者が多い。

パート労働は自主的に選択されており、女性の結婚前の家事手伝いとしての、あるいは結婚後の主婦としてのひとつの働き方とみなされてきた。ただし、こうした「自主的」という言葉はその待遇の劣悪さをごまかすことに一役買ってきたことも確かである。このように、パートやアルバイト、派遣等の「非正規雇用者」は雇用条件が劣悪であるだけでなく、職業社会や労働社会では「二級市民」のように扱われているのである。

第二に、「不安定生活者」の窮乏や抑圧、苦痛は「自己責任」観や定住生活を前提とする社会制度によって排除される傾向にある。ひとつに、「不安定生活者」が自ら今の貧困状態から脱したい、「正規雇用」されたいと訴えても、住民票がないこと等を理由にその訴えは社会から無視されることがある。

入所前「住み込み」の派遣と野宿を繰り返していた、前述の自立支援センター入所者：派遣をはじめから正規で働きたくてハローワークに何度か行ったが「住所がない、住民票がない、公園で生活をしている」と言うと職員からは「住所が近くにないと難しいですね」と拒否される。「派遣でこんな生活を続けていくのは無理だし、キツイことはわかっているがこんな状態の自分でもすぐ働けるのは派遣しかなかった。やるしかなかった...」。...Aさんは行政にも相談に何度か行っている。しかし住民票がその地域になかったり、対応できる場所がその地域になかったりと話ができなかった。...弁護士に話をしたことがあるが選んで仕事をしているのだから仕方がないというようなことを言われた。... (Aさんは)「自分らはモノなんです。モノ」と何度も繰り返していた。「モノ以下。自分たちはゴミである。派遣先の営業はゴミを拾いにきて、そして工場等派遣先に落としていく。自分たちはゴミだ」とも言っていた(「自立支援センター調査」より)。

もうひとつに、自分自身の意識・考えが自らの貧困状態を社会の問題、あるいは福祉を受けるべき状態とみなさないことがある。たとえば、30歳代後半の自立支援センター入所者(男性)は、野宿者が存在することを知っていたからこそ、自身が野宿に陥ったときの境遇をそのまま受け容れ餓死するかもしれない。

宝石の営業会社が倒産した時に20万くらい持っていた。その後、(仕事先が倒産して)仕事を探す

が見つからず、アパートを引き払ってビジネスホテル（5千円くらい）に宿泊して仕事探しを行う。5軒くらい面接に行くが決まらなかった。求職活動は書店で求人雑誌を買って職安には行かなかった。日に日にお金だけが無くなっていった。ネットカフェのような所では料金が時間制で荷物を部屋に置いておくことができない。そこで荷物を持って移動することになるため、面接などに荷物を持っていくようなことになる。このような光景は常識的に「おかし」な光景になってしまう。指で四角を作って「画としておかしいでしょ。大きな荷物もって面接行ったら」。そのため、ビジネスホテルにお金を最初に入れ、一室借りっぱなしにして、荷物を置いて帰って休んだり、求人雑誌を読んだりしていた。求職先は資本金をみて安定した経営を続けてるかどうか判断するので、簡単には決められないので決めるのに時間がかかるとも。...ホテルは3軒くらい変わった。2週間もしないうちにお金はなくなり野宿をする（後で、入院してる人から20万あったら西成でどれだけ生活できるかと笑われたが、西成の事や行政などのサービスについて大阪の事は全く知らなかった）。...2日ほどして持っていたバッグを盗まれた。携帯電話、保険証、面接の履歴書、その他証明書などが全てなくなった。「この時、人生終わったな」と思った。警察に届けには行った。連絡先のこともあるので野宿生活をしている状況も話したが、警察の管轄ではないので福祉事務所のような所があるぐらいの話で具体的な所についての説明がなかった。...「ホームレスがいることは大阪に来て知っていたし、みんなこんなもんかな思て」。その後も1週間ほど何も食わず、水道の水だけで野宿をしていた。巡回の警察官は毎日同じ人がいると思っていたが、野宿してるとは気づかなかったようだった。「ふつうの格好（服装）してるし...」。...腹を下して体調が悪くなったため、派出所に行く。顔も真っ青だったため警察官がすぐに、救急車を呼んでくれ、医療業務センターを通して医療扶助を受け入院することとなる。...胃カメラを飲んで胃のなかを見ると胃がズタズタの状態になっており、2週間くらい入院する。1週間はお粥を食べて、その後病院食になった。「最初は（病院食も）おいしかったけどな〜」。その後も通院を行うということで自立支援センターに入ることとなった（「自立支援センター調査」より）。

このように、「不安定生活者」は労働社会や職業社会の一員と認められていない傾向にあるためその就業条件が改善される見込みは少ない。そして、その存在形態は、不安定就業以外の常雇の仕事に就き難く、またたとえ貧困状態にあったとしても「一般施策」により包摂され難い。そして、そうした傾向は「なんとなく」にしる理解される。また、住居生活をしていない「不安定生活者」は官庁統計等の統計的データから排除される傾向にある。先述の橘木の引用は、官庁統計データを基に日本社会における貧困を測定した著書の「あとがき」によるものである。このようにしてみると、わたしたちの社会における法・制度、あるいは社会規範・社会秩序は定住的な住居生活を暗黙の内に前提として構成されていることが垣間見えてくる。しかし、定住生活を安定的に送るためには景気の変動や病気・怪我、偶発的な出来事が起こっても、就業のために移動を余儀なくされないよう、さまざまな社会制度に包摂され、リスクを回避できなければならない。にもかかわらず、多くの社会制度から排除され、景気の変動や病気・怪我、偶発的な出来事に全く抵抗できない人々がひとつの社会階層として形成されている。問題はこれらの人々が「自主的」に今の生活を選択したかどうかではない。これらの人々には定住生活する自由はほぼなく、その上、その多くは貧困なままに不安定な生活を送っているということである。

そうしたなか、「ホームレス問題」が社会問題化されることは、「不安定生活者」の存在が社会的に発見される契機になるはずである。しかし、実際にはそのようにはなっていない。むしろ、行政の対応は「不安定生活者」の存在を隠蔽し、その問題を解決せずに放置し続けようとしているかのようである。入所前

「住み込み」の派遣と野宿を繰り返していた、前述の自立支援センター入所者は福井県のある市の役所に相談に行くと「ここでは対応ができないので京都か大阪、名古屋には対応できるところがあるからどこがいいか選べ」と言われ、役所からお金を借り大阪へ向かった。そして、大阪市のある区役所に相談し自立支援センターに入所した^{*19}。これは法・制度、あるいは社会の仕組みや構造が、ホームレス、あるいは「不安定生活者」を基本的に「一般施策」から排除しており、「ホームレス対策」という「特別」な回路を通じてしか包摂しないためである^{*20}。

ここで予定されている「ネットカフェ難民対策」を振り返ってみると、「ネットカフェ難民対策」は、就労の機会を拡大させ、「ネットカフェ」で生活する人数を減少させることに「貢献」するかもしれない。しかし、その対策はネットカフェ生活者、あるいは「不安定生活者」の貧困や生活の不安定性に対処するものでもなく、ネットカフェ生活者、あるいは「不安定生活者」を社会的に析出する構造を変容させるものでもない。このようにみれば、「ホームレス問題」の当事者を野宿者に限定し、野宿者の問題を「ネットカフェ難民」の問題と分断させることは「不安定生活者」の存在を問わせないことにつながっており、また、野宿者やネットカフェ生活者の人数を減らすことに重点をおく対策は既存の社会規範・社会秩序あるいは社会体制を維持・継続しながらの「問題解決」を志向しているのである。

ただし、貧困に喘ぐ「ホームレス」や「ネットカフェ難民」の存在が喧伝されるようになっており、「不安定生活者」の存在が今後社会問題化されないとも限らないことも忘れてはならない。

2.8 まとめにかえて

このように、「ホームレス対策」が実施されるようになっており、野宿者が「就労自立」する可能性を拡げているが、もう一方で「不安定生活者」の先の見えない予測不能な生活は残されたままである。ところが、「不安定生活者」の実態は統計的に把握することが困難なこともあってこれまで明らかにされてこなかった。他方で、不安定就業はつぎのような主張によって拡大されてきた。派遣労働への規制緩和を訴え続けてきた八代尚弘はつぎのように述べている。

女性の高学歴化等による質の向上、働きやすい専門的サービス職種の拡大等を背景に、女性の職場進出が高まり、その結果、結婚後も就労を続ける共働き世帯も増加した。また高年齢で働く男性労働者も、時間に縛られない弾力的な働き方を求めている。こうしたなかで、雇用保障よりも職種や労働時間、働き場所にこだわる新しいタイプの労働者が増加してくるとともに、働き方の多様化が進んできた。これに対応した働き方は、有期雇用や派遣労働であるが、いずれも終身雇用と対比される「不安定雇用」と見なされてきた。また、そうした「望ましくない」働き方の雇用機会の拡大は、結果的に「良い働き方」の雇用機会に代替することから、労働者に「痛み」を強いるという批判がある。しかし、これは言い換えれば「良い雇用機会でなければならない方がまし」ということに等しく、その就業機会を求めている労働者に大きな犠牲を強いるものといえる（八代、2003）。

問題は働き方自体にあるのではない。「不安定雇用者」に対する社会保障の脆弱さが問題なのである。

^{*19} もちろん、各自治体によって対応のあり方は異なるだろうが、野宿者が福祉を受けることは比較的容易でないことは確かである。

^{*20} なお、「ホームレス対策」が実施されるまでは、野宿者や「住所不定者」に対しては施設収容主義をとっていた（岩田、1995）。

問題は放置できないほど深刻かもしれない。まず、「非正規雇用」や派遣労働の拡大、さらに若年の単身世帯の増加^{*21}という全国的な傾向は、家族を形成せず、不安定就業をしながら生活する人が増えていることを示唆していると思われる。つぎに、厚生労働省が「住居喪失不安定就労者調査」（ネットカフェ生活者を対象にした調査）と同時期に実施した、「日雇い派遣労働者の実態に関する調査」の結果によると、主婦・学生以外の「日雇派遣労働者」は少なくない。この調査は東京、大阪労働局管内において日雇派遣等の短期派遣をおこなっている事業主 10 社に対する調査と 10 社に登録する「短期派遣労働者」698 人への二つの調査を内包している。事業主 10 社に対する調査では 10 社の「日雇派遣労働登録者数」は平均 50 万人（1 日当たりに派遣される労働者数は約 5 万人）である。10 社に登録する「短期派遣労働者」（内「日雇派遣労働者」は 84.0 %）への調査では、「ネットカフェ等をオールナイトで利用する」ことがあるのは 37.9 %。内、「住居がない又は住居に帰れない事情があるために、ネットカフェ等に寝泊まりする者」は 1.7 %である。しかし、「短期派遣労働者」の平均就労日数 14.0 日、月収 13.3 万円である上、「現在の状況」が「短期派遣のみ」53.2 %、「短期派遣以外にも、正社員・自営業など、主たる職業がある」25.5 %と「主に主婦」（2.9 %）、「主に学生」（13.2 %）以外がほとんどを占める。雇用・家計の詳細は不明だが、これらの数値からは「ネットカフェ等」では寝泊まりしてないが、「住み込み」先、カプセルホテル、サウナ、路上、公園、さらには友人・知人宅を流動・停滞する人々もある一定数いると想像される。このようにみると、現代社会においては社会的に排除され不安定な生活を送る人々は少なくない上に、その規模はますます増大しつつあるかもしれないのである。なんにせよ、わたしたちは、誰もが「豊かな」「安定」した生活を送れるよう、新たな社会保障制度の構築に向けて議論を開始すべきである。

参考文献

- アダム・スミス 水川洋監訳、杉山忠平訳 2000『国富論』（一）岩波文庫
- 青木紀 2007「社会意識：現代日本の貧困観」青木紀・杉村宏編『現代の貧困と不平等』明石書店
- 江口英一・西岡幸泰・加藤佑治編 1979『山谷：失業の現代的意味』未来社
- エスピン-アンデルセン 渡辺雅男・渡辺景子訳 2000『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書房
- 藤田五郎 2007.8「山谷から」ピープルズプラン研究所『ピープルズプラン』39 号、現代企画室
- マルクス, K 山中隆次訳 2005『マルクス パリ手稿』御茶の水書房
- 中村健吾 2007「社会理論からみた「排除」」福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社
- 野村正實 2007『日本的雇用慣行』ミネルヴァ書房
- 盛山和夫 2000「階層システムの公共哲学に向けて」高坂健次編『日本の階層システム 6 階層社会から新しい市民社会へ』東京大学出版会
- 島和博 1999『現代日本の野宿生活者』学文社
- 園部雅久 1996「ホームレス調査をめぐる方法とデータ」『日本都市社会学会年報』14 号
- 橘木俊詔・浦川邦夫 2006『日本の貧困研究』東京大学出版会
- 八木正 1988「国内出稼ぎ労働者と寄せ場労働者」日本寄せ場学会『寄せ場』第 1 号、現代書館
- 八代尚弘 2003「重要性高まる派遣の社会的役割」日本人材派遣協会『人材派遣さらなる飛躍 人材派遣白書 2003 年版』東洋経済新報社
- 湯浅誠 2007a『貧困襲来』山吹出版
- 湯浅誠 2007b「「ネットカフェ難民」調査、その意義と限界」『賃金と社会保障』No.1453（2007 年 11 月上旬号）賃社編集室

^{*21} 平成 17 年度版『国民生活白書』（p.4）より。